

平成 30 年度 指名停止等措置状況一覧

番号	指名停止事業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	要領適用条項
			自	至	(月数)		
9	(株)中京スポーツ施設	尾張旭市狩宿新町 2 - 2 7	31. 3. 13	31. 4. 12	1 か月	<p>愛知県あま市が発注したスポーツ施設工事に、同市の職員に対し、便宜を図ってもらった見返りに、スポーツ観戦チケット計 3 7 万円相当を渡していたとして、平成 3 1 年 2 月 2 7 日、(株)中京スポーツ施設の元参与が贈賄の容疑で、また同市の職員が収賄の容疑で愛知県警に逮捕された。</p> <p>このことは、「岩倉市指名停止取扱要領」第 4 条第 1 項の別表第 2 第 2 項の規定に該当するものである。</p> <p>したがって、契約の相手方として不相当であると判断し、(株)中京スポーツ施設に対して指名停止を行ったもの。</p> <p>※平成 3 1 年 4 月 2 6 日 不起訴</p>	要領第 4 条第 1 項 (別表第 2 - 2)

平成 30 年度 指名停止等措置状況一覧

番号	指名停止事業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	要領適用条項
			自	至	(月数)		
8	(株)フジタ名古屋支店	名古屋市中区新栄 2-1-9	30.8.1	30.8.31	1 か月	<p>国土交通省近畿地方整備局豊岡河川国道事務所が発注した北近畿豊岡自動車道のトンネル建設工事に関し、平成 30 年 6 月 27 日、株式会社フジタの現場事務所長が、工事監督支援業務の再委託先のコンサルタント会社に対し、検査や監督業務で便宜を図ってもらうため、賄賂を渡したとして、同現場事務所長が贈賄の容疑で、同コンサルタント会社社長が収賄の容疑で兵庫県警に逮捕され、その後、平成 30 年 7 月 18 日、同現場事務所長が贈賄罪で神戸区検察庁に略式起訴され、同コンサルタント会社社長が収賄罪で神戸地方検察庁に起訴された。</p> <p>したがって、契約の相手方として不相当であると判断し、株式会社フジタ名古屋支店に対して指名停止を行ったもの。</p>	要領第 4 条第 1 項（別表第 2-3）

平成 30 年度 指名停止等措置状況一覧

番号	指名停止事業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	要領適用条項
			自	至	(月数)		
7	(株)名鉄百貨店法人外商部	名古屋市中区名駅 1 - 2 - 1	30.8.1	31.7.31	12 か月	<p>全日本空輸株式会社が新規に調達を開始した制服の見積合わせ競争において、株式会社名鉄百貨店が、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、平成 30 年 7 月 12 日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納入命令を受けた。</p> <p>したがって、契約の相手方として不相当であると判断し、株式会社名鉄百貨店法人外商部に対して指名停止を行ったもの。</p>	要領第 4 条第 1 項（別表第 2 - 5）

平成 30 年度 指名停止等措置状況一覧

番号	指名停止事業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	要領適用条項
			自	至	(月数)		
4	東亜道路工業(株)尾張出張所	江南市高屋町神戸 2 1	30. 4. 26	30. 10. 25	6 か月	東京都発注の特定二層式低騒音舗装工事、東京港埠頭株式会社発注の特定舗装工事又は成田国際空港株式会社発注の特定舗装工事に関し、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、平成 30 年 3 月 28 日、工事業者 9 社が、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納入命令又は違反事実の認定を受けた。	要領第 4 条第 1 項（別表第 2 - 5）及び第 6 条第 3 項
5	鹿島道路(株)中部支店	名古屋市中区錦 2 - 1 0 - 1 3	30. 4. 26	30. 10. 25	6 か月	したがって、契約の相手方として不相当であると判断し、本市の入札参加資格を有する東亜道路工業株式会社尾張出張所始め 3 社に対して指名停止を行ったもの。	
6	福田道路(株)名古屋営業所	名古屋市港区新茶屋 2 - 4 1 0	30. 4. 26	31. 4. 25	12 か月		

平成 30 年度 指名停止等措置状況一覧

番号	指名停止事業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	要領適用条項
			自	至	(月数)		
1	大成建設(株)名古屋支店	名古屋市中村区名駅 1-1-4	30.4.5	31.4.4	12 か月	東海旅客鉄道株式会社が発注したリニア中央新幹線の建設工事に関し、平成 30 年 3 月 2 日、大成建設株式会社の顧問が独占禁止法第 3 条違反（不当な取引制限の禁止）の容疑で東京地方検察庁に逮捕された。	要領第 4 条第 1 項（別表第 2-5）
2	(株)大林組名古屋支店	名古屋市東区東桜 1-10-19	30.4.5	31.4.4	12 か月	その後、平成 30 年 3 月 23 日、公正取引委員会から、大成建設株式会社、株式会社大林組及び清水建設株式会社の法人 3 社並びに大成建設株式会社の担当者が刑事告発され、同日、東京地方検察庁に同 3 社及び同担当者が起訴されたことによる。	
3	清水建設(株)名古屋支店	名古屋市中区錦 1-3-7	30.4.5	31.4.4	12 か月	したがって、契約の相手方として不適当であると判断し、大成建設株式会社始め 3 社に対して指名停止を行ったもの。	